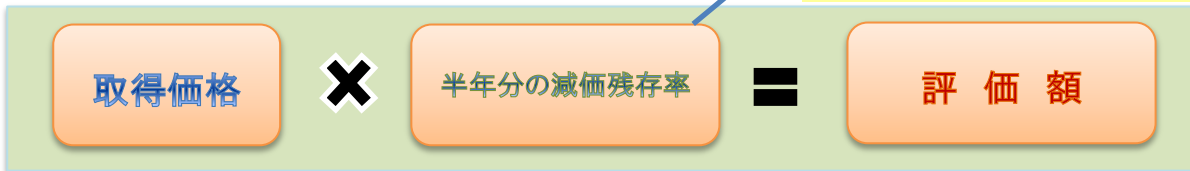


概算税額の算出方法

- 『取得価格』『減価(残存)率』を確認します。
- 以下の図に当てはめて『評価額』を算出します。

【取得の翌年度(1年目)】



半年分の減価残存率？

1-減価率÷2=半年分の減価残存率

(1年目)月割りでなく半年分として減価します。

【取得の翌々年度以降(2年目~)】



減価残存率？ 1-減価率=減価残存率

- 評価額を算出したら、評価額(課税標準額) × 1.4%(税率) = 税額 となります。

※ 課税標準額…原則、評価額=課税標準額。税額計算時千円未満は切り捨てます。
特例等が適用される場合、評価額と課税標準額は異なります。

[計算例] 取得価格 2,000,000 円 耐用年数 17 年の場合

-1年目 2,000,000 円 × 0.936 (半年分の減価残存率) = 1,872,000 円(評価額)
1,872,000 円 × 1.4% = 26,208 円 (概算税額)

-2年目 1,872,000 円 × 0.873 = (1年分の減価残存率) = 1,634,256 円(評価額)
1,634,256 円 × 1.4% = 22,879 円 (概算税額)

※ 実際には土地や家屋、その他の償却資産の合計した課税標準額から千円未満を切り捨てて計算します。

減価率・減価残存率 減価残存率の1年目が上の図の「半年分の減価残存率」に当たります。

耐用年数	減価率	減価残存率 (1年目)	減価残存率 (2年目~)	耐用年数	減価率	減価残存率 (1年目)	減価残存率 (2年目~)
2	0.684	0.658	0.316	7	0.280	0.860	0.720
3	0.536	0.732	0.464	8	0.250	0.875	0.750
4	0.438	0.781	0.562	9	0.226	0.887	0.774
5	0.369	0.815	0.631	10	0.206	0.897	0.794
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873

●詳しい情報については北広島町ホームページをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。